

# 一管区水路通報第9号



平成20年3月7日

第一管区海上保安本部

=====

第100項	北海道南岸	函館港	潜水訓練
第101項	北海道南岸	釧路港	防波堤延長
第102項	北海道南岸	釧路港南方	救難訓練
第103項	北海道東岸	野付埼西北西方	離岸堤築造工事
第104項	北海道東岸	野付水道西北西方	掘下げ作業
第105項	北海道東岸	納沙布岬南方～知床岬北東方	射撃訓練
第106項	北海道西岸	礼文島	ケーソン仮置
第107項	北海道西岸	石狩湾、愛冠岬西方	魚礁設置
第108項	北海道西岸	余市港	魚礁設置
第109項	北海道西岸	寿都湾	魚礁設置
第110項			水路誌改版

=====

水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手出来ます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

FAX番号 0134-27-6190 (ポーリングサービス)

0134-32-9319 (情報ボックス) は昨年(H19年)12月で終了しました。

H20年1月以降FAXをご利用になる方は0134-27-6190 (ポーリングサービス) をご利用ください。

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

=====

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番3号小樽港湾合同庁舎(5階)

TEL(0134)27-0118(内線2515) FAX(0134)32-9301

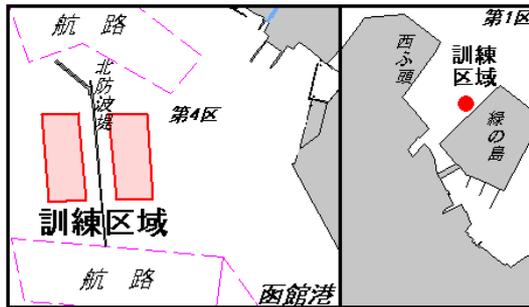
メールアドレス [sodan1@jodc.go.jp](mailto:sodan1@jodc.go.jp)

=====



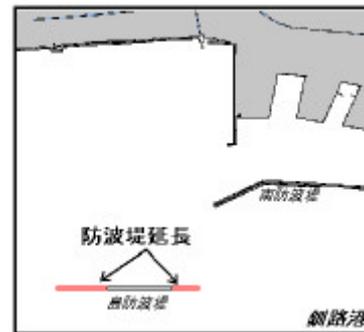
20年100項 北海道南岸 - 函館港、第1区、第4区、第5区 潜水訓練  
 下図に示す区域で、自衛隊による潜水訓練が実施される。

期 間 平成20年3月10日～12日 0800～1600  
 区 域 北防波堤及び西ふ頭付近  
 標 識 国際信号旗「A」掲揚  
 警 戒 警戒船配備  
 海 図 W6  
 出 所 函館港長



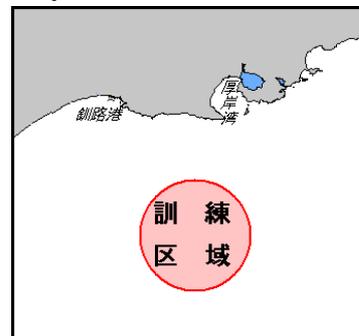
20年101項 北海道南岸 - 釧路港、外港及び付近 防波堤延長  
 下記区域で、島防波堤が延長している。

区 域 1 下記2地点を結ぶ線上幅約19m  
 (1) 42-58-48.5N 144-17-24.9E  
 (2) 42-58-48.5N 144-17-49.5E(既設防波堤西端)  
 2 下記2地点を結ぶ線上幅約17m  
 (3) 42-58-48.5N 144-18-33.9E  
 (4) 42-58-48.5N 144-18-21.2E(既設防波堤東端)  
 海 図 W31  
 出 所 釧路港長



20年102項 北海道南岸 - 釧路港南方 救難訓練  
 下記区域で、巡視船及び航空機2機による救難訓練が実施される。

期 間 平成20年3月13日 1740～1850  
 区 域 42-35N 144-40E  
 を中心とする半径10Mの円内区域  
 備 考 訓練中、吊り上げ及び照明弾等を投下する。  
 海 図 W26 - W1032  
 出 所 釧路航空基地



20年103項 北海道東岸 - 野付崎西北西方 離岸堤築造工事  
 一管区水路通報20年1号6項削除

下記位置で、離岸堤築造工事が実施されている。  
 期 間 平成20年7月22日まで  
 位 置 43-38.5N 145-09.4E 付近  
 海 図 W18  
 出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年104項 北海道東岸 - 野付水道西北西方、(薫別漁港) 掘り下げ作業

下記位置で、掘り下げ作業が実施されている。

期 間 平成20年5月22日まで  
位 置 43-47.7N 145-03.6E 付近  
海 図 W42  
出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年105項 北海道東岸 - 納沙布岬南方～知床岬北東方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

期 間 平成20年3月15日(予備日16日) 1300～1700

区 域 下記2区域  
(1) 43-03.0N 145-49.5E  
を中心とする半径5Mの円内区域  
(2) 44-25.3N 145-32.5E  
を中心とする半径5Mの円内区域

標 識 国際信号旗「UY」掲揚  
警 戒 単独警戒  
海 図 W42  
出 所 羅臼海上保安署

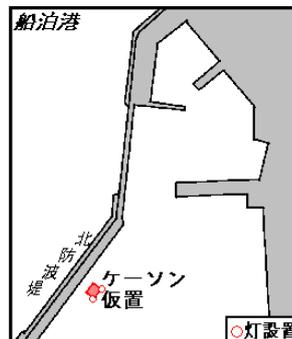


20年106項 北海道西岸 - 礼文島、船舶港 ケーソン仮置

下記区域に、ケーソンが仮置きされている。

期 間 当分の間  
区 域 下記2地点を結ぶ線上幅11.6m  
(1) 45-26-57.6N 141-01-56.4E  
(2) 45-26-57.2N 141-01-56.0E

標 識 上記ケーソン上両端付近白色灯設置  
海 図 W1043(船舶港)  
出 所 稚内海上保安部



20年107項 北海道西岸 - 石狩湾、愛冠岬西方 魚礁設置

一管区水路通報19年33号476項関連

下記位置で、魚礁が設置された。

位 置 43-30-14N 141-16-14E  
備 考 半径87mの円内区域  
海 図 W28  
出 所 小樽海上保安部



20年108項 北海道西岸 - 余市港、東北東方 魚礁設置

一管区水路通報19年36号541項関連

下記位置で、魚礁が設置された。

位置 43-14-04N 140-49-48E

備考 幅 300m × 200m

海図 W28

出所 小樽海上保安部



20年109項 北海道西岸 - 寿都湾 魚礁設置

一管区水路通報19年45号711項関連

下記区域で、魚礁が設置された。

区域 下記2地点を結ぶ線上幅約68m

(1) 42-48-34N 140-12-51E

(2) 42-48-37N 140-12-52E

海図 W22(寿都湾)

出所 小樽海上保安部



20年110項 水路誌改版

下記のとおり、水路誌が改版された。

104 北海道沿岸水路誌

備考 これに伴い、下記の水路誌及び水路誌追補は廃版となった。

104 2003年3月刊行

104追(追補第4) 2007年2月刊行

出所 海上保安庁海洋情報部